

企業版いくカフェ委託事業に関するQ&A

- Q1. 企業版いくカフェの目的はなんですか？
A1. 地域の子育てしやすい環境づくりの一環として、企業・団体様に子育てのサポート環境の一翼を担っていただくことを最終目標としております。
- Q2. いくカフェは飲食は必須ですか？
A2. いくカフェは、カフェのような気軽に落ち着いた空間で保護者同士のコミュニケーションをとる環境が作られて運営できていればよく、本当の喫茶店のような飲食は必要とはしていません。飲食はあくまで、コミュニケーションを円滑にするためのツールの一つとして考えて頂ければ結構です。
- Q3. 何回実施すれば良いのでしょうか？
A3. 委託金額の上限は定めていますが、回数は定めておりません。市内において「いくカフェ」が常に開催されていることを目指しています。
- Q4. 応募書類はどのように書いたらよいですか？
A4. 一応、記載例は設けておりますが、企画提案書（様式第2号）は各団体の事業計画をわかりやすく書いてくだされば書き方の指定はありません。また、今回から募集要項の「7.審査・選考および結果通知」にある審査項目に関するアピール項目を設けました。内容をよりわかりやすく伝えるためにご活用ください。
- Q5. 既存の子育て事業に上乘せすることは可能ですか？
A5. 純粋な上乘せはできませんが、新規でいくカフェ要素を追加していただき、一体的に実施していただくことは可能です。ただし、いくカフェ部分とその他の部分の事業費は切り分けていただき申請いただくこととなります。
- Q6. 大東市教育委員会はどの程度関わるのでしょうか？
A6. 本事業はあくまで企業・団体様の提案に基づき実施する委託事業ですので、実施主体は企業・団体様になります。大東市教育委員会は事業の過程で判明した悩みや不安を抱える保護者に対するSSWを通じたフォローを行います。
- Q7. どの経費が認められますか？
A7. 事業に係る一時的な経費は認められますが、企業・団体の日常的な運営に使用するものや施設の修繕に係るもの、耐用年数の長い物品の購入は認められません。また、人に係る経費については、事業に携わる従業員の給料・手当等に充てることは認められません。事業実施のためやむを得ず外部の人を使う場合の謝金等については、事業規模等を勘案して必要と認められる範囲内で支出することは構いません。

Q8.

契約後の支払いはどのようになりますか？

A8.

過年度は全企業・団体1開催当たり〇〇円という単価契約としました。こうすることで支払いに関する経費の証明などが不要となり、支払い事務が軽減されるメリットがあります。ただし、1開催ごとに実績報告書等の提出が必要となります。今回の契約においても、同様とする予定ですが、契約の内容等によって柔軟に対応することとします。